

令和七年

鹿児島県議会

決算特別委員会会議録

第九号（病院事業）

一、委員会を開催した年月日、場所
令和七年十月十七日（金曜日）
産業経済委員会室

二、出席した委員の氏名

永井 章義	委員長
森 昭男	副委員長
いぬぶし 浩幸	委員
元山 ひさや	委員
小川 みさ子	委員
しらいし 誠	委員
田畑 浩一郎	委員
大久保 博文	委員
前野 義春	委員
柳 誠子	委員
藤崎 剛	委員
田之上 耕三	委員

三、欠席した委員の氏名

岩重 あや	委員
-------	----

四、出席した委員外議員の氏名
なし

五、鹿児島県議会委員会条例第十九条による出席者

県立病院局	原口 優清	県立病院事業管理者
-------	-------	-----------

本多 公明	局長
-------	----

下野 弘樹	次長兼県立病院課長
-------	-----------

中俣 和幸	医療企画監
-------	-------

内木場 博之	経営企画監
--------	-------

久永 勇一	鹿屋医療センター事務長
-------	-------------

徳留 義信	県立大島病院事務長
-------	-----------

鹿子木 司	県立始良病院事務長
-------	-----------

池畑 博史	県立南薩病院事務長
-------	-----------

宇都 利香	県立北薩病院事務長
-------	-----------

監査委員事務局	代表監査委員
---------	--------

松菌 英昭	監査委員事務局長
-------	----------

柿内 一樹	次長兼監査第一課長
-------	-----------

寺原 衛吾	監査第二課長
-------	--------

平田 小百合	特別監査監督
--------	--------

徳田 洋	委員会第五係長
------	---------

片野田 真知子	委員会第三係長
---------	---------

議会事務局

上今 朋未	委員会第五係長
-------	---------

六、会議に付した事件

(一)議案

議案第九九号 令和六年度鹿児島県病院事業特別会計について認定を

求める件

七、審査経過

.....
午前十時五十三分再開
.....

○永井委員長 再開いたします。

それでは、議案第九九号令和六年度鹿児島県病院事業特別会計決算について認定を求める件を議題といたします。

初めに、県立病院事業管理者の総括説明を求めます。

○原口県立病院事業管理者 令和七年第三回県議会定例会に提案いたしました令和六年度鹿児島県病院事業特別会計決算につきまして、決算審査説明資料に基づいて概要を説明いたします。

それでは、三ページを御覧ください。

I、県立病院の現況でございますが、鹿屋・大島・薩南・北薩及び始良の五病院を設置しております。

四ページは、各県立病院の配置図でございます。

次に、五ページを御覧ください。

II、令和六年度病院事業特別会計決算見込み概況につきまして、御説明申し上げます。

一、収益的収支でございます。この表は、入院や外来診療等に伴う収益と費用の状況について記載しております。

一番上の総収益①は、令和六年度決算見込額が百九十八億六千九百万円で、前年度に比べ十四億千五百万円の減となっております。

このうち診療収益は百四十九億二千九百万円で、前年度に比べ千八百万円の増となっており、うち入院収益が一億八百万円の減、外来収益が一億二千六百万円

の増となっております。

次に、一般会計負担金につきましては、前年度に比べ三億三千万円の減となっておりますが、これは新型コロナウイルス感染症対応分が四億八百万円の減となったことなどによるものでございます。

総収益の最後の特別利益④につきましては、前年度に比べ十一億四千七百万円の減となっておりますが、これは前年度において、診療収益の計上月の見直しを行ったことによるものでございます。

次に、総費用②は、令和六年度決算見込額が二百二十三億四千九百万円と、前年度に比べ十五億七千七百万円の増となっております。

職員の給与改定等に伴う給与費の大幅な増や、労務費の高騰に伴う委託費の増、薩南病院の減価償却費の増などがその主な要因でございます。

以上の結果、総収益から総費用を差し引いた収支③は二十四億八千万円の赤字となり、そこから特別利益を除きました経常収支⑥は、二十四億二千五百万円の赤字となったところでございます。

経常収支は二年連続の赤字で、赤字額は増加となっております。

次に、その下の表二、資本的収支でございますが、これは病院の診療機能を充実させるための施設整備や機器の購入等に係る収支でございます。

一番上の段の資本的収入⑧は、企業債や一般会計負担金など、合計で十五億六千三百万円となっており、薩南病院を新設した前年度に比べ、五十二億七百万円の減となっております。

中ほどの資本的支出⑨につきましては、病院整備や機器購入に係る建設改良費や企業債償還金など、合計で二十億八千七百万円となっており、こちらも薩南病院を新設した前年度に比べ、五十一億四千七百万円の減となっております。

以上の結果、資本的収入⑧から資本的支出⑨を差し引いた収支⑩は、五億二千四百万円の赤字となっております。

一番下の段の資金収支は、一の収益的収支と二の資本的収支を連結した収支でございますが、十八億百万円の赤字となっております。

また、基金の取崩しを考慮しますと、その下の括弧内に記載しておりますとおり、十九億千五百万円の赤字となっており、経常収支と同様に二年連続の赤字で、

赤字額は増加となっております。

次に、六ページを御覧ください。

三、患者数・診療単価でございます。

令和六年度末におきまして、病床数は八百九十六床で運用しており、診療を受けた患者数は、五病院全体の延べ数で、入院が二十四万五千二百二十七人、外来が二十五万五千七百七十六人となり、前年度に比しまして、入院が九百二十五人の減、外来が四千四百八十三人の増となっております。

また、患者一人当たりの診療単価は、入院が四万三千二百四十四円、外来が一万六千八百五十六円で、前年度に比べ、入院が二百七十七円の減、外来が二百一円の増となっております。

次に、七ページを御覧ください。

Ⅲ、令和五年度及び六年度の事務に係る監査委員の指摘事項に対する処理説明についてでございます。

診療報酬等における個人負担分の未収金につきましては、鹿児島県立病院事業未収金対策実施要領等に基づき、各病院におきまして、患者に対する医療費所要額の事前説明や、クレジットカードによる支払い方式の導入等により、未収金の新規発生防止を図るとともに、全病院に配置している非常勤職員等による債務者に対する電話催告、戸別訪問の実施や、悪質な債務者に対する法的措置等により、未収金の回収に努めております。

また、令和七年一月からは、全病院において連帯保証人代行制度、患者の医療費の滞納リスクを民間事業者が保証する制度を導入し、未収金の縮減に努めております。

今後とも、本庁及び各病院が連携して、未収金の新規発生防止、回収に努めてまいります。

次に、Ⅳ、前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明の一(二)未収債権の解消と新規発生の防止につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

次の一(二)県有財産の有効活用につきましては、旧薩南病院の敷地・建物について、南さつま市が令和八年三月までを期限として、当該跡地への民間企業の誘致など、地域活性化につながる活用方法を模索しているところであり、現在、

当該状況を注視しているところでございます。

なお、将来的な処分も見据えて、今年度、敷地の土壌汚染調査を実施しております。

次に、八ページを御覧ください。

二、県有施設等の更新・長寿命化についてですが、県立病院施設におきましては、県立病院局施設管理計画に基づき、患者や職員等が安全かつ快適に利用できるよう、定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握を行うとともに、優先順位に基づく効率的・効果的な修繕や長寿命化に向けた改修を行っているところでございます。

次に、三、歳出予算の的確な執行についてでございます。

公営企業の予算は、年度途中で予測し得ない事態が生じても機敏な経営活動と取り得るよう、自治体の予算編成に比べ弾力性を有した編成とされているところであり、質の高い医療を提供するために必要な費用を計上し、効率的・効果的な執行に努めております。

以上で、決算審査説明資料の概要につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○永井委員長 次に、代表監査委員の決算審査意見をお願いいたします。

○松園代表監査委員 令和六年度の病院事業決算の審査意見につきまして、提出しております決算審査意見書に基づき、その概要を御説明申し上げます。

なお、この審査意見書は、先程の工業用水道事業と同様に、地方公営企業法第三十条第二項の規定に基づき、知事から審査依頼のあったものに対し、審査したものでございます。

四ページをお開きください。

まず、第一、審査の概要でございますが、工業用水道事業と同様でございますので、説明は割愛させていただきます。

次に第二、審査の結果でございます。

決算諸表は、地方公営企業法及び関係法規に準拠し、地方公営企業に係る会計原則に基づき作成され、その計数は正確で、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しております。

また、事業の運営は、地方公営企業の経営の基本原則に沿って行われており、財務に関する事務については、検討改善を要する事項があったもの、おおむね適正に執行されていると認められたところであります。

次に第三、審査の意見でございますが、一の経営状況につきましては、ただ今、県立病院事業管理者から説明があり、この後、県立病院局長兼県立病院課長からも説明がありますので、以下十五ページまでの説明は割愛させていただきます。十六ページをお開きください。

二、意見について、御説明申し上げます。

まず、(一)の総括意見でございますが、令和六年度の県立病院事業につきましては、県立病院第三次中期事業計画に基づき、県立病院全体及び病院ごとに設定した医療・経営の両面の目標達成に向けた様々な取組を行っているところであり、

令和六年度の決算は、事業収益から事業費用を差し引いた事業収支が二十六億九百七十四万余円の純損失となっており、前年度の一億九百四万余円の純損失から大幅に拡大しております。

そのうち事業収益については、医業収益は横ばいとなっており、医業外収益が新型コロナウイルス感染症対応に伴う他会計負担金の減や、前年度が診療報酬における計上月の変更に伴う過年度損益修正益を特別利益に計上していたことなどから、前年度に比べ十四億千八百二十四万余円の減少となっております。

事業費用は、医業外費用における雑損失などが減少したものの、医業費用における職員の給与費の増、減価償却費の増などにより、前年度よりも十億八千二百四十六万余円増加しております。

医療面においては、各種指定病院としての機能強化、地域の医療ニーズに対応した専門外来の充実、指導医等の有資格者の計画的養成・確保などに取り組むことにより、相応の成果が得られているところであります。

一方、経営面においては、経常収支の黒字は、始良病院のみで、病院事業全体では、二十五億五千四百四十一万余円の赤字であり、二年連続の赤字となっております。

資金収支についても黒字は始良病院のみで、病院事業全体では、平成十八年度

の地方公営企業法全部適用以来、初めての十七億八千二百十三万余円の赤字となり、基金の取崩し分を差し引いた実質ベースでは、二年連続の赤字となっております。

今後の県立病院を取り巻く環境は、診療圏人口の著しい減少や少子高齢化による人口構造の変化、深刻な医師・看護師不足、診療報酬改定等の医療保険制度改革などの大きな課題や不安定要因があり、また、デジタル化や施設の老朽化に伴う設備投資の増加、物価高騰等による収益への影響なども懸念されるところであります。

このため、今後も県立病院第三次中期事業計画の目標達成に向け、様々な取組を行うことが必要であります。

医療面においては、地域の中核的医療機関として、高度・専門医療や救急医療、災害医療、感染症対策等の政策医療のほか、不採算部門に関わる医療や地域に不足する医療などの機能を充実・強化する必要があります。

十七ページをご覧ください。

地域医療の機能分化・連携強化については、地域医療連携室の組織・機能を充実し、かかりつけ医機能や回復病床、慢性期病床を有する医療機関等との連携強化や適切な役割分担に取り組む必要があります。

また、地域包括ケアシステムの構築については、在宅医療を担う医療機関や介護・福祉施設、保険薬局等と連携し、急性期患者や重症化した患者等の受入れ、退院患者を支援するリハビリや訪問看護など、医療提供体制の充実・強化を図る必要があります。

さらに、新興感染症発生時において、一般診療も並行して維持できるように平時から施設整備や防護具の備蓄、関係機関との連携の構築等にも努める必要があります。

人材の確保・養成については、医師・看護師等の確保や、専門医・認定看護師等の資格取得を支援し、計画的な人材養成を図るとともに、引き続き、臨床研修医の確保や地域枠医師などの受入れにも努める必要があります。

一方、経営面において、経常収支及び資金収支が黒字の病院は黒字の維持を、赤字の病院は黒字化に向けて一層の取組が必要であり、累積欠損金についても、

解消・縮小に向け最大限努力する必要があります。

これらの目標達成に向けた取組については、第三次中期事業計画に定める数値目標を達成できるよう、毎年度検証を行いつつ、スピード感を持って着実な実施に努め、引き続き県立病院としての役割や機能の充実、経営の安定化を図ることが必要であります。

県立病院の経営は、今後も極めて厳しい状況が見込まれることから、今年度設置する県立病院在り方検討委員会において、将来の医療需要等を踏まえた経営改善の方策や果たすべき役割など今後の県立病院の在り方について、早急に検討を進める必要があります。

次に、(二)の個別意見であります。財務に関する事務について、検討・改善を要する事項がありましたので、その概要を申し上げます。

まず、診療報酬等における個人負担分の未収金については、現年度分、過年度分いずれも増加し、前年度よりも七百三万余円増の一億六百二十六万余円になっております。

診療報酬は、病院経営の基幹的財源であり、これを確実に収納し、新たな未収金を発生させないことが何よりも肝要であることから、今後とも速やかな請求・収納に徹底して取り組むとともに、休日等時間外診療費の預かり金制度や新たに導入した「連帯保証人代行制度」の活用等を通して利用者の利便性向上等を図る必要があります。

十八ページを御覧ください。

また、未収となった診療報酬については、負担の公平を図る観点からも、督促や訪問徴収の強化、法的措置の拡充など、体系的な債権の管理・回収に引き続き取り組む必要があります。

次に、会計事務については、各県立病院において、概ね適正に処理されておりますが、認定事務等の誤りや職員からの申請遅延等による職員手当の追給、返納の事例が散見されました。

これらについては、令和五年度に導入されている庶務事務システムの円滑な運用に取り組むとともに、実務に関する知識や手続き等の確実な習得、円滑な事務の引継等が行われるよう会計事務研修やマニュアル等を充実させるなどの対策

を講じるほか、職員への申請手続の周知、指導を適時適切に行う必要があります。

最後に、会計事務の執行に当たっては、関係法令等に基づき適時適切に行うことが肝要であり、引き続き監督者等による確実な確認の実施、県立病院課による会計指導・検査の充実強化などに取り組む必要があるとしております。

以上で、決算審査意見の概要について説明を終わります。よろしくお願ひします。

○永井委員長 次に県立病院課長の説明を求めます。

○下野県立病院局長兼県立病院課長 それでは、決算審査説明資料により、御説明申し上げます。

十ページを御覧ください。

県立病院事業の主な取組について、御説明いたします。

まず、一の地域医療構想等を踏まえた医療機能の充実・強化につきましては、引き続き新規診療科の開設などに取り組みますとともに、中段の④の高度医療機器の整備・充実につきましては、県立病院が立地しているそれぞれの地域の現状等を踏まえ、計画的・効率的な整備に努めたところであり、令和六年度は、大島病院へのX線透視診断装置の整備などを行ったところでございます。

十一ページを御覧ください。

二のデジタル化への対応につきましては、引き続き電子カルテ・医事会計システムの円滑な運用及び更なる改善を図りますとともに、マイナンバーカードの健康保険証利用への対応や、電子処方箋の導入などに取り組みまして、医療の質や患者の利便性の向上、病院経営の効率化を推進したところでございます。

十二ページから十三ページにかかけましては、患者サービスの向上、県民への普及啓発活動の推進として取り組んだことについて記載しており、また、十四ページから十七ページにかかけましては、公的医療機関として担うべき医療の提供として取り組んだことについて記載しております。

十八ページを御覧ください。

一の人材の確保・養成につきましては、まず①アの医師の確保についてでございますが、令和六年度においては、事業管理者自らが鹿児島大学の全医局を訪問しまして、医師の派遣要請を行ったところでございます。そして、本年四月からの

鹿屋医療センターにおける泌尿器科外来の開設につながったところでございます。

また、病院局ホームページ等による公募によりまして、令和六年度は、三名の麻酔科医を採用したところでございます。

十九ページを御覧ください。

十九ページの下の方にある③看護職・コメディカル職のAの魅力の発信でございますが、看護職の募集及びその職の魅力をより知っていただくため、現場の看護職員が中心となって、看護職のPR動画を企画・撮影・編集しまして、YouTubeで公開しているところでございます。

二十ページを御覧ください。

ページの中程にある才の専門資格者の養成についてでございますが、令和六年度には、精神科認定看護師一名を養成したほか、超音波検査士については資格者一名を採用し増員となったところでございます。

なお本年度は、看護師について、感染管理に関しまして、現在一名が研修を受講中でありますほか、その他の資格につきましても、今年度受験を予定している職員が数名いるところでございます。

引き続き、希望者の掘り起こしなど、専門資格者の養成に取り組んでまいります。

二十一ページから二十二ページにかけましては、医師の働き方改革への対応、機能分化・連携強化、地域包括ケアシステムの構築について取り組んだことについて記載しております。

二十三ページを御覧ください。

一、職員の意識改革につきましては、職員の意識改革を目的に各種研修会を引き続き開催するとともに、経営会議等を通じて経営安定に向けた目標や意識の共有を図ったところでございます。

二十四ページ下段の、院長・事務長会議につきましては、令和六年度に新たに設けたものでございまして、各病院の果たすべき役割・機能、今後の経営改善策についての協議を集中的に行ったところでございます。

二十五ページから二十六ページにかけましては、管理運営体制の確立について

取り組んだことを記載しております。

二十七ページを御覧ください。

三、収益確保と費用削減についてでございます。

①イの未収金対策につきましては、令和七年一月から連帯保証人代行制度を導入したところでございます。これは、一定の条件の下ではありますが、患者の方が医療費の支払いを遅延した場合に、患者の代わりに代行業者がその費用を立て替えるというもので、未収金減少や未収金回収業務の負担軽減につながることを期待しているところでございます。

二十八ページを御覧ください。

施設・設備の適正化についてでございます。令和六年度におきましては、北薩病院の改修工事及び大島病院の建物劣化度調査を行ったところでございます。

二十九ページ以降は、参考としまして、令和六年度決算の病院別内訳、病院別診療科別患者数の状況、収支等・患者数の推移を記載しております。

以上が、令和六年度の主な取組でございます。

続きまして、令和六年度鹿屋島県病院事業決算書に基づき、御説明いたします。

まず、I、決算書についてでございます。

四ページを御覧ください。

(一) 収益的収入及び支出につきましては、病院事業の運営に係る収入・支出を、消費税込みの数字で記載しております。

上段の収入の第一款 病院事業収益は、予算額合計百九十九億七千四百九十万円余りに対し、決算額は百九十八億六千九百二十二万円で、一億五百六十七万円の減となっております。

下段の支出の第一款 病院事業費用は、予算額合計二百三十四億四千二百二十九万円の対し、決算額は二百二十三億四千八百八十九万円で、不用額は十億九千二百四十万円の対しとなっております。

五ページを御覧ください。

(二) の資本的収入及び支出につきましては、病院の施設整備や医療機器の購入のように、支出の効果が次年度以降に及ぶものや、これらに係る企業債の借入れ、償還等に関するものでございます。

上段の収入の第一款、資本的収入は、予算額合計二十億九千九百八十六万円余りに対し、決算額は十五億六千三百二十六万円余りで、予算額に比べ五億三千六百六十万円余りの減となっておりますが、その企業債のうち一億四千三百万円と、国庫補助金のうち二億三千三百九十二万円余りについては、翌年度への繰越に係る財源となっております。

下段の支出の第一款、資本的支出は、予算額合計二十八億六千八百二十万円余りに対し、決算額は二十億八千六百九十四万円余り、繰越額は四億八千五百五十四万円、不用額は二億九千五百七十一万円余りとなっております。

この結果、表の下の欄外にございますとおり、資本的収入が資本的支出額に不足する五億二千三百六十八万円余りにつきましては、過年度分と、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

六ページを御覧ください。

二、令和六年度の損益計算書につきましては、当年度に帰属するすべての収益とこれに対応する費用とを記載して、純損益の発生原因とその過程を一覧表示したもので、消費税抜きの数字となっております。

まず、当年度の医業収益、資料の上の途中に記載しておりますが、百六十一億千八百六十四万円余りで、この収益に対応する医業費用は二百十四億四千三十二万円余りで、二、医業費用の一番下の行のとおり、差引き五十三億二千六百八十八万円余りの医業損失を生じております。

次に、医業外収益は三十六億九千八百七十一万円余りで、この収益に対応する医業外費用は九億三千四百四十四万円余りで、四、医業外費用の一番下の行のとおり、差引き二十七億六千七百二十六万円余りの医業外利益となっておりますが、先ほどの医業損失を含めた当年度の経常損失は二十五億五千四百四十一万円余りとなっております、これに当年度の特別損益を含めた当年度純損失は、資料の下から三行目に記載のとおり、二十六億九百七十四万円余となっております。

この結果、前年度繰越欠損金、四十一億七千二百八十六万円余りに、先ほどの当年度純損失を含めた当年度未処理欠損金は六十七億八千二百六十一万円余りとなっております。

七ページを御覧ください。

三、剰余金計算書につきましては、当年度における資本金及び剰余金の増減を表示したものでございます。左から二列目の資本金、三列目から五列目の資本剰余金については、令和六年度において増減はございません。

また、その右の欠損金につきましては、前のページで御説明しましたとおり、当年度未処理欠損金は六十七億八千二百六十一万円余りとなっております、この結果、資本金と剰余金を合わせた令和六年度末の資本合計は、二百八億七千九百三十九万円余りとなっております。

下の四、欠損金処理計算書につきましては、当年度における未処理欠損金の処理状況を表示したもので、当年度の未処理欠損金六十七億八千二百六十一万円余りの全額を翌年度繰越欠損金とするものでございます。

八ページを御覧ください。

五、貸借対照表につきましては、当年度末における財政状態を明らかにするため、資産・負債・資本を一覧表示したもので、八ページの資産の部は、病院事業が保有している資産の残高を、九ページの負債の部及び資本の部は、資産を取得するために調達した資金を表しており、資産の合計と負債及び資本の合計は、それぞれ四百三十八億三百二十八万円余りとなっております。

続きまして、II、事業報告書について御説明いたします。

十一ページを御覧ください。

(一) 総括事項につきましては、ほとんどがこれまでの説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

十二ページを御覧ください。

(二) 経営指標に関する事項につきましては、資料中ほどに年度毎の推移を表す表、グラフを掲載しておりますが、まず、経営の健全性を示す経常収支比率は、前年度比五・四ポイント減の八十八・六％となり、健全経営の水準とされる百分を下回っております。

次に、病院の他会計繰入金への依存度を示す修正医業収支比率は、前年度比五・〇ポイント減の七〇・七％となり、独立採算の水準とされる一〇〇％を下回っております。

最後に、病床の有効活用度合いを示す病床利用率は、病床数の減少等により前年度比〇・七ポイント増の七四・七%となっております。

十三ページから十四ページにかけましての、(三) 議会議決事項、(四) 行政官庁認可事項、(五) 職員に関する事項、(六) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。十五ページの二 工事の(一) 建設改良工事の概況、十六ページの(二) 保存工事の概況につきましても、それぞれ記載のとおりでございます。

十七ページを御覧ください。

三、業務の(一) 業務量につきましては、診療科別の入院・外来の患者数、一日平均患者数、年度末現在病床数、病床利用率について病院別の内訳を記載しております。

十八ページを御覧ください。

入院患者数及び外来患者数につきまして、前年度との比較をしたものでございまして、右端の欄のとおり、大島病院の入院患者数、外来患者数ともに増加、薩南病院と始良病院の入院患者数は減少し、外来患者数は増加、その他の病院では入院患者数、外来患者数ともに減少しております。

下の人間ドック及び健康診断等の延べ利用者数は、合計九千八百七十六人となっております。

十九ページを御覧ください。

(二) 事業収益に関する事項につきましては、令和六年度の事業収益は表の一番下のとおり、税込みで百九十八億六千九百二十二万円余りとなっており、このうち、入院・外来収益等の医業収益が百六十一億三千九百三十六万円余りで、総額の八十一・三%を占めております。

次の二十ページは、十九ページの事業収益に関する調べを消費税抜きの額で示したものでございます。

二十一ページを御覧ください。

(三) 事業費用に関する事項につきましては、令和六年度の事業費用は表の一番下のとおり、税込みで二百二十三億四千八百八十九万円余りとなっており、このうち、医業費用は、二百二十一億四千五百十万円余りで、総額の九十九・一%

を占めております。

次の二十二ページは、二十一ページの事業費用に関する調べを消費税抜きの額で示したものでございます。

二十三ページを御覧ください。

四、会計に関する事項のうち、(二) 企業債の状況につきましては、令和六年度当初現在高は百十億五千五十三万円余りで、新たな借入と償還によりまして、令和六年度末現在高は百十二億二千三百万円余りとなっております。

(三) その他会計経理に関する重要事項につきましては、該当事項はございません。

二十四ページ以降は、附属書類でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 説明が終わりましたので、まず、決算審査意見について、代表監査委員に対する質疑をお願いいたします。

特にございませんか。

質疑がないようですので、代表監査委員及び監査委員事務局は退席されて結構です。

引き続き、当局に対して質疑をお願いいたします。

○藤崎委員 審査説明資料の二十七ページに、未収金の部分が記載されております。これは患者さんから何らかの理由で、お支払いがいただけなかった部分の数だと思いますが、この中で、法的措置の実施という部分がありまして、令和六年度が三件ということですが、全体の額からしますと三件が少ないのではないかなという認識はありますが、この法的措置に至る部分の考え方、それから、実施した結果だけ回収できたのか確認させていただきます。

○下野県立病院局長兼県立病院課長 未収金のうち、法的措置支払督促の関係でございますけれども、これにつきましては、未納額がおおむね三万円以上の方で、支払能力があるにもかかわらず、高額、長期の滞納がある、悪質な未納者につきまして、法的措置を実施してございまして、昨年度は三件実施いたしましたけれども、そのうち一件が全額三万六千円でしたけれども、回収済みとなっております。

るところでございます。

○藤崎委員 三万円以上をある一定のラインとして考えて、この法的措置を実施しているということでもよろしいでしょうか。

○下野県立病院局次長兼県立病院課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○藤崎委員 それ以下につきましては、病院の事務方から、定期的に連絡するなどして、分割の支払いの約束をしていたかどうか、そういったことをコツコツと積み重ねられているという理解でよろしいでしょうか。

○下野県立病院局次長兼県立病院課長 それぞれの債務者の事情に応じまして、先ほどの法的措置のほかに、分割納付ですとか、そういった対応しておりますけれども、中にはやはり生活が困窮だったり、行方不明という方もいらっしゃいますので、そういう場合は不納欠損という形で処理をさせていただいているところですよ。

○藤崎委員 遡って古い未納者に関しては、何年度の部分が一番古いのでしょうか。

○下野県立病院局次長兼県立病院課長 今現在におきましては、始良病院の平成十一年の事案でございますけれども、残高としては一万四千円余りとなっておりますところでございます。

○藤崎委員 随分古いものがあるものと理解いたしました。いずれにしましても、この未収金額は相当額に上っておりますので、粘り強く、回収作業に努めますようお願い申し上げます。

○森 委員 今の未収金対策の関連で、県立病院は立地場所がしっかりと県内に散らばっていて、県民の皆さんが来やすいところに立地しているのが、今多くなっている外国人観光客の方が急病になったときとか、民間の病院が多いんでしょうけれども、県立病院等に来て、こういった支払いの問題が起こっていることがあるのかないのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○下野県立病院局次長兼県立病院課長 外国人の未収金問題につきまして、私は昨年度から今の職におりますけれども、特に今のところそういった情報は寄せられていないところです。

○森 委員 私も出張先で大島病院さんにお世話になったときがありました、そ

のとき、クレジットカードが使えたのでその場で払えたんですけども、やはり高額な形になって、他のところでは外国人の方々の、追いきれないという話を他県で聞いたことがあったので、今後そういうことがあった場合にはどうするかというルールは決まっているのか教えてください。

○下野県立病院局次長兼県立病院課長 外国人の方の未収の問題につきまして、先ほど説明の中でも触れさせていただきましたけれども、今年の一月から連帯保証人代行制度を始めておりますので、外国人の方でなかなか解消できない場合には、代行業者に請求する形で未収金の回収をしていきたいと考えております。

○森 委員 今起こっていないということで、今後起こった場合、いろいろなことが想定されると思いますので、しっかりとルールを作って、一旦そういうものができなくなるとほぼ回収不可能に近いことになってしまいうので、今後また検討を要望いたします。

○永井委員長 ほかに質問はありませんか。

「なし」という者あり」

○永井委員長 他にないようですので、これで質疑を終了します。

これより、議案第九九号を採決いたします。

取扱い意見をお願いします。

○藤崎委員 取扱い意見を申し述べます。

令和六年度の決算につきましては、五病院全体で、経常収支はマイナス二十四億二千万円余りで、二年連続の赤字、また、資金収支につきましては、マイナス十八億円余りで、平成十八年度の地方公営企業法全部適用以来、初めての赤字との説明を受けたところであります。

県立病院を取り巻く経営環境は、診療圏人口の減少に伴う患者減や深刻な医師・看護師不足、診療報酬改定等の医療制度、デジタル化への投資や施設の老朽化に伴う設備投資の増加、物価高騰など、複数の大きな課題や不安定要因があります。

このような中で、持続可能な経営を確立しながら、地域の中核的医療機関という県立病院の役割を継続的に担っていくため、県立病院第三次中期事業計画があります。この中に定められた医療面・経営面の目標を達成できるよう、事業

管理者を中心に、取組について毎年度検証を行い計画の着実な実施に努めるとともに、令和七年度に設置しました「県立病院在り方検討委員会」において、スピード感を持って検討を進めながら、患者さんの期待に応える機能の充実や経営の安定を図っていただくことを要望いたします。

経営の安定化のうち、一つの要素としての未収金につきましては、計画的な解消に努め、新たな未収金を発生させないよう取り組んでいただきたいと思います。つきましては、議案第九九号令和六年度病院事業特別会計決算につきましては、認定するという事でお願ひ申し上げます。

○永井委員長 ほかにご意見はございませんか。

「なし」という者あり」

○永井委員長 それでは、議案第九九号について採決をいたします。

議案第九九号について、認定することに御異議ございませんか。

「異議なし」という者あり」

○永井委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第九九号は、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、病院事業関係の審査を終了いたします。執行部の皆様は、退席されて結構です。

ここで暫時休憩いたします。

午前十一時三十五分休憩